日本赤十字社東部ブロック病院スポーツ大会実施要綱

(目的)

第1条 東部ブロック赤十字医療施設の職員が、スポーツを通じて職員相互の親睦と交流及び健康 増進に努め、病院医療事業のさらなる推進を図ることを目的とする。

(大会の名称)

第2条 この大会は、日本赤十字社東部ブロック病院スポーツ大会(以下、「大会」という。)と称する。

(開催主管)

第3条 大会の開催は、当番病院表により輪番制とし、当該年度の病院長(以下、「大会会長」という。)がその運営を主管する。

(期日及び会場)

第4条 大会の開催期日及び会場は、大会会長が決定するものとする。

(競技種目)

- 第5条 大会が実施する競技種目は、次に掲げる6種目とする。
 - (1) 軟式野球
 - (2) 硬式テニス
 - (3) バレーボール
 - (4) 卓球
 - (5) ソフトテニス
 - (6) フットサル

(競技規則)

第6条 大会の競技規則は、各競技の公式規則・ルールを準用するものとする。

ただし、大会運営上必要と認めたときは、大会会長は特別ルールを整備・適用させることができるものとする。

(参加資格)

第7条 大会へ参加できる者は、原則として東部ブロック赤十字医療施設の職員とする。

(参加施設数)

第8条 大会会長は、施設確保や進行が円滑に行えるよう、大会参加施設数を設定する。

(参加料)

第9条 大会会長は、大会運営費総額から割り出した参加施設毎の参加料を決定し、請求するものと する。

なお、大会運営費のうち賞品代及びプログラム作成費に関しては、大会参加の有無にかかわらず 東部ブロック赤十字医療施設の全施設で均等割りとし、請求するものとする。 (開催案内)

第10条 大会会長は、大会期日及び大会会場が決定した時は、各施設に対して、日程及び競技細則等を付した開催案内をする。

(表彰)

- 第 11 条 大会会長は、次の区分により団体賞を授与するものとする。前年度優勝施設は、優勝杯を 返還する。
 - (1)優勝
 - (2) 準優勝
 - (3) 第3位

(地区別競技別予選)

第12条 第8条により大会会長が参加数を定めることで、参加を希望するチーム数が参加可能数を 上回った場合は予選を実施して大会参加施設を決定する。

予選の実施方法については、競技別、かつ以下に定める地区を単位に行う。この予選の実施は、 原則として前年度の大会で優秀成績を上げた施設が担当する。(担当する施設は「地区別競技別幹 事施設」とする)なお、変更をする場合は次順位の施設と合議のうえ取り扱う。

【南地区】10施設

医療センター、大森、みなと、秦野、相模原、山梨、さいたま、成田、武蔵野、かつしか 【北地区】10 施設

水戸、古河、芳賀、那須、足利、前橋、原町、小川、深谷、長岡 なお、当番施設は各競技で予選参加を免除し、大会へ参加ができるものとする。

(全国赤十字病院スポーツ大会への参加)

第 13 条 大会を実施し、優秀な成績を収めた施設が、東部ブロックを代表して、翌年度開催される「全国赤十字病院スポーツ大会」へ参加する。この権利を下位となった施設へ移譲する場合は施設毎の協議のうえ決定する。また、全国大会への参加チームを上記方法で決定できない時は別途協議する。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めのない事項は、別に定める「東部ブロック病院スポーツ大会開催にかかる申し合わせ事項」に記すとともに、必要に応じて日赤東部ブロック病院院長・事務部長会議において協議して決定するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に際し、従前開催されている大会の平成 26 年度大会を第 52 回大会とし、平成 27 年度大会以降順次 1 ずつ加える。

附 則 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。